⑵　公告日において平成31・32・33年度全省庁統一資格の「物品の販売」及び「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。

⑶　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑸　税の滞納がないこと。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑺　入札説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒101―8506 東京都千代田区内神田１―１―12コープビル５階　独立行政法人農林漁業信用基金総務経理部経理総括課　電話03―3294―4482　ＦＡＸ03―3294―3140

⑵　入札説明資料及び要件定義書等の交付期間

令和元年６月11日（火）～７月24日（水）12時00分　土日祝祭日を除く平日10時から16時まで（12時から13時を除く）交付場所において交付する。当信用基金ホームページの契約関連情報（http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html）にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。要件定義書等については、秘密保持に関する確認書を提出した者へメール等で個別配布する。なお、「⑶」参加資格確認申請書の提出期限」の記載の資格審査の締め切り日（令和元年７月24日（水）12時00分）において、申請書の提出者が１者以下であった場合には、入札説明書及び要件定義書等の交付期間を以下の期間まで延長する。

①　令和元年８月２日（金）12時00分　また、上記期間を延長しても「⑶参加資格確認申請書の提出期限」①に記載の資格審査締め切り日（令和元年８月２日（金）12時00分）において、申請書の提出者が１者以下の場合には、以下のとおり再度、入札説明書及び要件定義書等の交付期間を以下の期間まで延長する。

②　令和元年８月13日（火）12時00分　上記①、②のとおり入札説明書及び要件定義書等の交付期間の延長があった場合には、申請書の提出のあった者に電話等で連絡する。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出期限　令和元年７月24日（水）12時00分

持参又は郵送（信書便を含む。）により提出すること。郵送による場合は、上記期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。なお、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が、⑵①の場合には、参加資格確認申請書の提出期限を以下のとおりとする。

①　令和元年８月２（金）12時00分　また、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が、⑵②の場合には、参加資格確認申請書の提出期限を以下のとおりとする。

②　令和元年８月13日（火）12時00分

⑷　入札に関する質問の受付期限　令和元年７月24日（水）12時00分　入札に関する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。なお、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が⑵①の場合には、入札に関する質問の受付期限を以下のとおりとする。

①　令和元年８月２日（金）12時00分　また、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が⑵②の場合には、入札に関する質問の受付期限を以下のとおりとする。

②　令和元年８月13日（火）12時00分

⑸　入札の日時及び場所（提案書等提出期限）

令和元年７月31日（水）12時00分　東京都千代田区内神田１―１―12コープビル５階　独立行政法人農林漁業信用基金　総務経理部経理総括課　持参又は郵送（信書便を含む。）により提出すること。郵送による場合は、上記期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。なお、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が、⑵①の場合には、提案書等提出期限を以下のとおりとする。

①　令和元年８月19日（月）16時00分　また、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が⑵②の場合には、提案書等提出期限を以下の通りとする。）

②　令和元年８月23日（金）16時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和元年８月２日（金）10時00分　東京都千代田区内神田１―１―12コープビル５階　独立行政法人農林漁業信用基金　第二会議室　なお、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が、⑵①の場合には、開札の日時を以下のとおりとする。

①　令和元年８月21日（水）10時00分　また、入札説明書及び要件定義書等の交付期間が⑵②の場合には、開札の日時を以下のとおりとする。

②　令和元年８月27日（火）10時00分

4　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

ア　当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ　当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

⑵　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア　当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金ＯＢ）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ　当信用基金との間の取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

エ　一者応札又は一者応募である場合はその旨

⑶　当方に提供していただく情報

ア　契約締結日時点で在職している当信用基金ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

⑷　公表日　契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（４月に締結した契約については原則として93日以内）

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金は、免除する。

⑶　入札者に求められる義務は、別紙「入札説明書」による。

⑷　入札の無効については、別紙「入札説明書」による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目